

答申 個第11号

平成26年10月29日

相模原市長 加山俊夫 殿

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会

保有個人情報開示（一部開示）決定処分に関する諮問について（答申）

平成26年3月28日付FNo. 0・4・6により諮問のありました事案について、別紙のとおり答申します。

以上

## 1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成26年1月20日付け緑市税第1号により相模原市長（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）については、非開示と決定した部分のうち、別表に示した部分については開示すべきである。

## 2 異議申立ての経緯

- (1) 平成26年1月6日付けで、異議申立人は、相模原市個人情報保護条例（平成16年相模原市条例第23号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、「私が緑市税事務所において平成22年月日以降に相談したことに關するすべての情報」について保有個人情報の開示請求を行った。
- (2) 実施機関は、開示請求に係る公文書を「 氏に関する交渉経過」と特定し、このうち、異議申立人以外の税に関する情報を、「開示請求者以外の税に関する情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため（条例第16条第1号）」に該当するとの理由で非開示とし、また、市の対応及び見解を、「市が行う徴収事務に関する情報であって、開示することにより、徴収事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため（条例第16条第5号オ）」に該当するとの理由で非開示とし、平成26年1月20日付けで本件処分を行い、異議申立人に保有個人情報開示（一部開示）決定通知書を送付した。
- (3) 平成26年3月14日付けで、異議申立人は、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立てを行ったので、実施機関は、同年3月28日、当審査会に対し、条例第44条の規定に基づき諮問を行った。

## 3 異議申立人の異議申立ての趣旨及び理由

異議申立人は、異議申立書及び平成26年8月8日の審査会での意見陳述において、おおむね次のように主張している。

市の対応及び見解は開示することにより、徴収事務の性質上当該事務の適正な遂行に著しい支障があるとは考えられないので、決定を取り消し開示してほしい。

多くの箇所が黒く塗りつぶされている。本当に開示しない理由のとおりなのか。自分たちの不利になるようなことを消したように思われる。真実が知りたい。交渉経過は私の知っている内容であることから開示して支障があるとは考えられない。

#### 4 実施機関による異議申立てに係る処分を行った理由及び説明

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 対象となっている保有個人情報の内容について

異議申立人に関する、緑市税事務所で相談した交渉経過の内容

(2) 非開示とした部分について

本件対象文書に記載されている保有個人情報のうち、異議申立人以外の税に関する情報、市の対応及び見解

(3) 非開示とした理由について

ア 異議申立人以外の税に関する情報について

条例第16条第1号に該当する情報であり、異議申立人以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるため。

イ 市の対応及び見解について

条例第16条第5号オに該当する情報であり、「市の対応」については、市が今後どのように徴収事務を進めるかを記録したもので、また「市の見解」については、今後の具体的対応・方針の決定の基礎となる情報であるので、これらを開示することにより当該事務の性質上、今後の徴収事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため。

#### 5 審査会の判断

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、市税等の徴収事務を行うにあたり、納税の相談や交渉の経過を時系列に記録したものである。

(2) 条例第16条第1号(開示請求者以外の個人に関する情報)該当性について

ア 本号の趣旨及び解釈

条例第16条第1号は、原則開示の例外として、「開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は非開示と定めたものである。

#### イ 当審査会の判断について

実施機関が非開示とした部分について、当審査会が本件対象文書を見分したところ、異議申立人以外の住所や税に関する情報が記載されていることを確認した。異議申立人以外の個人情報、条例第16条第1号に該当し、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、非開示とした決定は妥当である。

### (3) 条例第16条第5号オ(事務事業の実施に関する情報)該当性について

#### ア 本号オの趣旨及び解釈

条例第16条第5号は、原則開示の例外として、「市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれがあるもの」は非開示と定めるもので、アからエまでの規定において例示する具体的に列挙された事務の情報のほか、オにおいて「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」がある情報を非開示とすることを定めたものである。この場合において、「事務又は事業の性質上」とは、本来開示になじまない性質を有することをいい、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、また、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性があると認められるかどうかにより判断するものである。

#### イ 当審査会の判断について

条例第16条第5号オの該当性について、実施機関は保有個人情報開示(一部開示)決定にかかる理由説明書において記載内容を「市の対応」と「市の見解」に分け、前者を「市が今後どのように徴収事務を進めるかを記録したもの」、後者を「今後の具体的対応・方針の決定の基礎となる情報」と位置付けし、これらを開示することにより当該事務の性質上、今後の徴収事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると述べている。

当審査会において、実施機関が非開示とした部分について、条例第16条第5号オの該当性を検討した。

非開示部分のうち、滞納整理の手順や指導の状況に関する記述については、市のホームページ等において公表、若しくは法令等に規定されている公知の情報、又は異議申立人が相談窓口で話したことや聞いたことであって本人が知っていることが明らかな情報の2つに分類される。これらを開示しても、今後、同種の徴収事務に関し、適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。また、記述の一部には滞納整理とは直接関係のない記述もあるが、これらの情報についても非開示にする理由

は見出せなかった。

一方、滞納整理の対処の方向性とその方向性を決定付ける調査記録に関する記述については、開示することにより、今後、市の具体的対処方針が把握され滞納整理の傾向が推認されてしまい、徴収事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、非開示とすることが妥当である。

平成26年7月11日開催の審査会における実施機関の意見陳述によれば、非開示にした理由について、開示することで異議申立人との信頼関係が損なわれ自主納付が期待できなくなるといった事務事業上の支障を主張したが、誹謗中傷などが書かれている訳ではなく、単に書き方が丁寧でないと感ずる部分があるに過ぎない。信頼関係を損なう記述をすれば非開示にできると解釈することは、自己情報の開示請求権を定めた条例の趣旨に反することになると危惧するものである。

今後、市民等との相談等の記録については、相談内容についての記録を知りたいという市民の要望があることから、客観的な視点に基づいた記録を作成するよう望むものである。

#### (4) 結論

以上の点から、当審査会は、実施機関が非開示とした部分について、別表に示した部分については開示することが妥当であると判断する。

## 6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成26年 3月28日	実施機関からの諮問
4月28日	実施機関からの決定理由説明書を受理
6月 2日	審議
7月11日	審議 実施機関からの意見聴取
8月 8日	審議 異議申立人からの意見陳述
9月22日	審議

10月15日	審議
--------	----

第3部会委員 金井 利之  
眞木 康州  
上代 庸平

別表

対象文書「交渉経過」

頁	開示すべき部分
1	交渉経過の列 2 3 行目 1 6 字目から 2 5 字目まで
3	交渉経過の列 3 行目 1 字目から 1 2 行目 1 1 字目まで 1 4 行目 1 字目から 8 字目まで 1 6 行目 1 字目から 8 字目まで 1 8 行目 1 字目から 8 字目まで 2 0 行目 1 字目から 8 字目まで 2 2 行目 1 字目から 8 字目まで 2 4 行目 1 字目から 8 字目まで 2 6 行目 1 字目から 8 字目まで
4	交渉経過の列 5 行目 1 字目から 1 9 行目 9 字目まで 2 5 行目 1 字目から 3 1 行目 2 3 字目まで
5	交渉経過の列 9 行目 7 字目から 1 0 行目 1 9 字目まで 2 9 行目 1 字目から 3 1 行目 1 8 字目まで 3 2 行目 9 字目から 1 6 字目まで 3 3 行目 1 字目から 6 字目まで
1 0	交渉経過の列 1 7 行目 1 字目から 2 7 行目 8 字目まで